

もしも認知症等で 家族が行方不明になったら…

認知症になると行動・心理症状と呼ばれる様々な状態が生じますが、その中の一つにひとり歩きがあります。認知症の方は、その程度にかかわらず、昔なじみの場所などに行こうとして外出し、行方不明になる危険性があり、死亡に至るケースもあります。

1.もしもいなくなったら

① ためらわずに警察に相談。110番を！(黒坂警察署 0859-74-0110)

何より大切なことはすぐに捜索を始めることです。行方不明者発見は時間との勝負です。ためらわずに多くの機関・人に協力を求めましょう。



② 手がかりになることを整理しましょう。

氏名、性別、年齢、特徴、いなくなった時の服装、よく行きそうな場所、車で出かけた場合には車のナンバーなど、できるだけ詳しい情報が必要です。また、本人の写真も準備しましょう。

③ いなくなる直前の本人の様子を思い出しましょう。



④ よく歩くルートや立ち寄り先などを確認しましょう。



一刻も早い届け出で、早く無事に発見されやすくなります！

2.もし、道に迷っていると思われる高齢者を見かけたら…

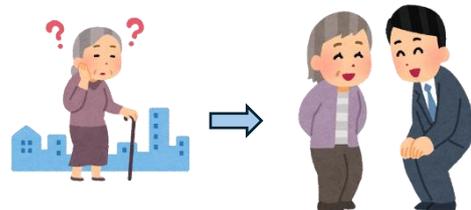
① **勇気を持って、声をかけましょう！！**

道に迷うと、誰でも不安や恐れがあるものです。

まず、ゆっくり、笑顔であいさつしてから本人の困りごとを確認し、自宅へ安心して帰れるようにすることを伝えましょう。



② **警察に連絡・情報提供をしましょう！！** **連絡を受けた警察が保護します。**



3.家族の備え

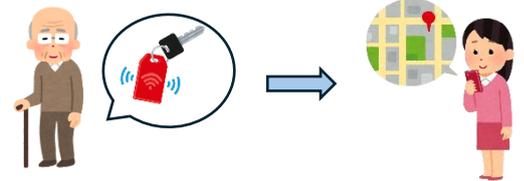
① 本人に持ち歩くことのできる GPS 機器を携帯させ、行方不明者発生を防止しましょう。

GPS 機器は、GPS 機能付き腕時計や普段持ち歩くかばん、靴に装着できるもの等、様々な種類があります。機器の携帯を習慣化することで、行方不明者発生防止に繋がります。

伯耆町では、「ICT 活用による見守り支援事業」により、GPS 機器等の購入費補助を行っています。

※購入される前に申請いただく必要があります。

詳細については健康対策課までお問い合わせください。



② 伯耆町高齢者等見守りネットワーク「事前登録事業」と「伯耆町認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」に登録しましょう。

事前登録事業

伯耆町にお住いの、認知症やその他の認知機能の低下により行方不明になるおそれのある方を事前登録いただき、その登録情報を町と警察署で共有し連携することで、万が一行方不明になった場合に早期発見・保護につなげる事業です。

+

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症高齢者の方が、日常生活で起こしてしまった事故（※）で、法律上の賠償責任を負った場合、保険金の支払いを受けることができる制度です。

町が保険契約者となり、保険料を全額負担します。

※他人にケガを負わせた、他人のものを壊した、線路に入り電車を止めてしまった、など

この保険料に加入するためには、「事前登録事業」への登録が必要です。

（保険事業のみの加入はできません。）

※登録方法については、健康対策課までお問い合わせください。

事前登録事業のイメージ



③ 集落の区長さんや地域の民生委員さんなど身近な人に、 事情を前もって伝えていくことが大切です。

